

京都府食の安心・安全推進条例（仮称）案の骨子

1 条例制定の背景と意義など

「食」は命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものです。今、私たちは豊かな食生活を享受している一方で、食品の安全性が損なわれる事態が相次いで発生し、「食」に対する信頼が揺らいでいます。

このような中で、食の安心・安全の確保は、私たち共通の願いです。「食」に対する信頼を高め、府民が安心して食生活を営むには、現在及び将来の府民の健康保護が何よりも重要であるとの認識に立って、生産から消費まで一貫した取組を府民全体で支える仕組みが必要です。

このためには、行政、食品事業者（農林漁業者を含む）、消費者としての府民の連携・協働が必要であり、また、府民の健康保護を図るためには、国の施策に基づくだけでなく、京都の地域特性を踏まえた総合的な施策の枠組みづくりが求められています。

京都は、京野菜をはじめ、優れた農林水産物の生産地としての顔を持つ一方で、国際的な観光都市を有する「大消費地」でもあり、世界に誇る伝統的な食品の生産・加工・流通の基地としての機能を有しています。

関係者（府、食品事業者、府民）が、それぞれの責務と役割を果たし、食の安心・安全を確保する意義は、府民の健康保護はもとより、京都の魅力を高めることにも寄与することから極めて大きいです。

食の安心・安全の確保について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、京都府の地域性を踏まえた取組を総合的かつ計画的に推進していくため、私たちの総意として、この条例を制定します。

2 目的と基本理念

（１）目的

食の安心・安全の確保に関する基本理念と取組の基本となる事項を定め、関係者の責務や役割を明らかにし、施策を総合的・計画的に推進することにより、現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とします。

（２）基本理念

食品の安全性を高め、消費者が安心して食生活を営めるよう、食の安心・安全の確保についての基本理念を次のとおりとします。

- 生産から消費に至るまでの一貫した食の安心・安全行政の推進
- 科学的知見に基づく食品の安全性の確保
- 情報の公開・共有化を通じ、関係者の相互理解と協力による食の安心・安全の確保

3 関係者の責務と役割

府の責務

- 府民と食品事業者の意見を施策に反映させ、総合的・計画的に推進
- 生産から消費に至る一連の食品供給の行程において、各段階に応じた適切な施策を実施

食品事業者の責務

- 自らが取り扱う食品が、府民の生命と健康に直接影響を及ぼすことを認識して、事業活動を実施
- 正確で適切な情報を提供
- 府の施策への理解と協力

消費者としての府民の役割

- 食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、合理的に行動
- 府の施策への意見表明や食品事業者との交流など積極的に行動

4 食の安心・安全行動計画

食の安心・安全行動計画を策定し、施策の実施状況を公表します。

- 府は、施策を総合的・計画的に推進するため、府民と食品事業者の意見を聴いて行動計画を策定します。
- 府は、食の安心・安全を確保するために講じた施策の実施状況を毎年公表します。

5 食の安心・安全の確保のための基本的な取組

(1) 食品の品質管理の向上を進めます。

食品事業者は、食品の安全性の向上につながる品質管理方式の導入に努めるものとします。府は、技術的な支援その他の必要な援助を行います。

(具体的な取組例)

「京都版品質管理方式(仮称)」の導入促進

府は、食品製造の各段階において、品質を管理する方式を食品事業者の方とともに構築し、「導入の手引」を作成し、普及・啓発に努めます。

(2) 生産・流通段階の情報提供の取組を進めます。

食品事業者は、生産・製造・流通段階における食品情報の提供が積極的に行われるよう努めるものとします。府は、技術的な支援その他の必要な援助を行います。

(具体的な取組例)

鶏卵・鶏肉・野菜などの農林水産物をはじめ、食品における「生産流通履歴情報開示システム」(トレーサビリティシステム)の導入が促進されるよう、府は、普及・啓発に努めます。

「京都信頼食品登録制度(仮称)」の創設と登録推進

府は、「京都版品質管理方式(仮称)」などにより生産され、併せて生産情報の開示基準を満たす食品について、府民に情報提供する制度(登録制度)を創設します。

(3) 法令順守などの取組を進めます。

食品事業者は、関係法令を順守することはもとより、地域社会の一員として生じる役割を誠実に果たすことにより、府民の信頼を一層高めるよう努めなければなりません。

府は、食品事業者の啓発その他の必要な取組を行います。

(具体的な取組例)

府は、「行動規範策定の手引(仮称)」を食品事業者の方とともに作成し、説明会や研修会などを通じてその啓発に努めます。

(4) 適正な食品表示の確保に努めます。

- 府は、適正な食品表示を確保するため、府民と連携した監視・指導などに取り組むとともに、制度の啓発に努めます。

(5) 最新の情報を収集し、提供します。

- 府は、食の安心・安全に関する最新の情報を収集し、積極的に情報提供します。
(具体的な取組例)
府は、食品事業者が食品を自主回収した場合などの情報提供に努めます。
府は、ホームページを拡充するなど、様々な広報手段により情報提供に努めます。

(6) 知識の普及と啓発を図ります。

- 府は、各種の学習機会の提供により、農林水産業や食品産業に関する知識をはじめ食の安心・安全に関する知識の普及・啓発を図ります。

(7) 調査・研究の推進と人材の育成に努めます。

- 府は、食品の安全性に関する調査・研究を進めるとともに、成果の普及を図ります。
- 府は、府及び食品事業者において専門的かつ実践的な知識を持った人材を育成するために必要な措置を講じます。

(8) 府民や食品事業者との協働を進めます。

- 府は、府民や食品事業者と協働して取組を推進するとともに、府民と食品事業者との連携や相互理解の増進が図られるよう必要な取組を行います。

(9) 国や他の地方公共団体との連携を図ります。

- 府は、国や他の都道府県などと連携を図るとともに、市町村に対しては、情報の提供や助言などの協力を行います。

(10) 非常時に対応できる体制を整えます。

- 食の安心・安全の確保が損なわれる事態が生じた場合、又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するため、関係機関の連携などに関する「対応マニュアル」を事前に作成することなどにより、体制を整備します。

6 府内にある食品の安全性の確保

(1) 食の安心・安全確保のための緊急措置を講じます。

- 食の安心・安全が損なわれる重大な事態が生じるおそれがあるにもかかわらず、関係法令に措置規定がなく、かつ公益上緊急に対応することが必要な場合、府は、食の安心・安全確保のために必要な措置(立入調査などの事実確認、生産・製造方法の改善指導、生産・販売の自粛要請、公表など)を講じます。

(2) 安全な農林水産物を確保するための措置を講じます。

農林水産物について、使用が禁止されている農薬などを使用した場合、又は食品衛生法に基づく基準・規格に合わないものがある場合は、農林漁業者は、その農林水産物の出荷を停止することなどの適切な措置を実施しなければなりません。

農林漁業者が適切な措置を講じない場合、府は、事実確認の上、府民の健康への被害を未然に防止する観点から、その農林水産物が流通しないよう必要な措置（生産・販売の自粛要請、公表など）を講じます。

(3) 遺伝子組換え食用作物の栽培について情報提供などの措置を講じます。

遺伝子組換え食用作物の栽培を府内で計画している者は、府に対して計画内容を報告しなければなりません。

府は、計画者による地元関係者への情報提供、他の作物との交雑や混入の防止などに関して必要な措置（ガイドラインの作成とそれに基づく指導、公表）を講じます。

（参考）

遺伝子組換え作物を栽培するには、国の承認が必要です。

7 府民参画の推進

(1) 意見交換会など府民参画の取組を進めます。

府は、府民との意見交換を行うことなど、食の安心・安全の確保について、府民参画を推進するために必要な取組を行います。

（具体的な取組例）

「食の安心・安全セミナー」、「意見交換会」など、リスクコミュニケーション（食品の安全性などに関する正確な情報を関係者が共有し、課題解決に向けてともに考えること。）の推進

(2) 危害情報の申し出制度を設けます。

府は、府民が食品の安全性や食品への信頼が損なわれるおそれがある情報を入手した場合、府に対して適切に対応できるよう申し出ることができる制度を設けます。

府は、申し出の事実が確認され、そのことが関係法令に触れる場合などには、必要な措置を講じます。

(3) 施策の提案制度を設けます。

府は、食の安心・安全の確保に関する府の施策の新設・改善・廃止について、府民や食品事業者から提案できる制度を設けます。

(4) 「京都府食の安心・安全推進会議（仮称）」を設置します。

府は、食の安心・安全の確保に関する施策の評価や施策の提案内容などについて審議するため、府民、食品事業者や学識経験者などで構成する「京都府食の安心・安全推進会議（仮称）」を設置します。

8 環境への配慮

関係者は、食の安心・安全確保の取組の推進に当たっては、環境に及ぼす影響に考慮し、環境への負荷の軽減に努めなければなりません。